

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	国税：法人税（義） 地方税：法人住民税（義）、法人事業税（義）
		② 上記以外の税目	—
3	内容		《制度の概要》 法人が支払いを受ける外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託の収益の分配の額については、非支配目的株式等に係る配当等の額として、受取配当等の益金不算入制度を適用し、その 20%相当額を益金の額に算入しないこととするもの。
			《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 6、第 68 条の 103
4	担当部局		金融庁総合政策局総合政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 9 月 分析対象期間：平成 30 年度～令和 6 年度
6	創設年度及び改正経緯		創設年度：平成 7 年度 改正経緯： （租税特別措置法第 67 条の 6） 平成 9 年度改正・・・ 租税特別措置法第 67 条の 7 の新設に伴い、本条文の見出しが改められるとともに、本特例について法人税法第 93 条及び第 142 条の適用関係について規定の整備が図られた。 平成 14 年度改正・・・ 特定株式投資信託の範囲に、外国株価指数連動型特定株式投資信託が追加されたことに伴い、当該信託の収益の分配について、外国法人の株式配当と同様に本制度の対象外とする措置が整備された。 平成 22 年度改正・・・ 法人税法における清算所得課税の廃止及び通常所得課税への移行に伴い、本制度における清算所得に対する法人税に関する規定について所要の改正が行われた。 平成 27 年度改正・・・ 法人税改革の一環として受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われたことにより、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額が、同制度の対象となる配当等の額から除外されたところ、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託の収益の分配の額については、その見直し後も引き続き受取配当等の益金不算入制度の対象とし、その収益の分配の額の 20%相当額を益金の額に算入しないこととされた。 （租税特別措置法第 68 条の 103） 平成 14 年 7 月改正・・・ 単体制度の特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の

			益金不算入等の特例制度に対応した連結納税制度の租税特別措置として創設された。																												
7	適用期間		恒久措置																												
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定株式投資信託を株式と同様に配当金益金不算入の対象とし税制上の公平性を担保することにより、多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供を通じて、個人投資家の証券市場への参加の促進や、株式市場の活性化を図ること。 《政策目的の根拠》 「投資信託研究会」(大蔵省に設置された有識者による研究会)からの報告「投資信託の改革に向けて」を受けて、「投資信託の改革について」(平成6年12月12日 大蔵省)において、「投資信託改革のための一連の施策の着実な実施と、日経300先物・オプション取引定着促進策の一環として別途検討を進めている日経300株価指数連動型投資信託(受益証券を取引所に上場する新しいタイプの株式投資信託)により、個人投資家の証券市場への参加の促進、株式市場の活性化が図られること」や、「投資信託改革の概要について」(平成6年12月12日 大蔵省)において、「日経300先物・オプション取引定着促進策の一環として、日経300株価指数構成銘柄に投資を行い同指数に連動する投資成果を目指すとともに、受益証券を取引所に上場し取引所取引を行う新しいタイプの株式投資信託(「日経300株価指数連動型投資信託」)の導入について現在検討を進め」ることとされ、証券市場の活性化の一環として株価指数連動型投資信託の定着が急務であり、税制としてもこれを支援することが求められたものである。																												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施																												
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	特定株式投資信託を株式と同様に配当金益金不算入の対象とし税制上の公平性を担保すること																												
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるには、同様の商品性を有する金融商品間の税制上の権衡が図られることが不可欠である。																												
9	有効性等	① 適用数	○適用法人数 (単位:社) <table><tr><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>6,325</td><td>7,697</td><td>8,427</td><td>9,344</td><td>10,933</td><td>11,401</td><td>15,325</td></tr></table> ○特定株式投資信託の収益の分配の額(法人受益者分) (単位:百万円) <table><tr><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>504,030</td><td>710,579</td><td>815,607</td><td>934,771</td><td>1,242,688</td><td>1,390,451</td><td>1,562,334</td></tr></table>	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	6,325	7,697	8,427	9,344	10,933	11,401	15,325	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	504,030	710,579	815,607	934,771	1,242,688	1,390,451	1,562,334
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																							
6,325	7,697	8,427	9,344	10,933	11,401	15,325																									
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																									
504,030	710,579	815,607	934,771	1,242,688	1,390,451	1,562,334																									

		【算定根拠】 投資信託協会調べ 特定株式投資信託を運用している 11 社の回答を集計したもの。その内、暦年ベースで推計(運用会社は法人に支払った分配の額は把握できるが、法人がその分配金を実際に益金不算入したかどうかは把握できないため推計となる。)したものは 3 社。 適用法人数は、対象となる特定株式投資信託の各決算時点における法人受益者数の合計。(同じ法人が年内に 2 回分配金を受領した場合は、適用法人数は 2 となる。) 「特定株式投資信託の収益の分配の額」は、特定株式投資信託が全受益者に支払った分配金の合計。														
	② 適用額	○益金不算入額 (単位:百万円) <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>97,702</td><td>97,792</td><td>158,712</td><td>181,980</td><td>238,833</td><td>266,194</td><td>297,973</td></tr></table> 【算定根拠】 投資信託協会調べ 特定株式投資信託を運用している 11 社の回答を集計したもの。その内、暦年ベースで推計(運用会社は法人に支払った分配の額は把握できるが、法人がその分配金を実際に益金不算入したかどうかは把握できないため推計となる。)したものは 3 社。 益金不算入額は、税法に従い法人に支払った分配金の合計に 1/5 を乗じた額。	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	97,702	97,792	158,712	181,980	238,833	266,194	297,973
平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度										
97,702	97,792	158,712	181,980	238,833	266,194	297,973										
	③ 減収額	○減収額 (単位:百万円) <table><tr><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>29,311</td><td>29,338</td><td>47,614</td><td>54,594</td><td>71,650</td><td>79,858</td><td>89,392</td></tr></table> 【算定根拠】 投資信託協会調べ 特定株式投資信託を運用している 11 社の回答を投資信託協会が集計したもの。その内、暦年ベースで推計(運用会社は法人に支払った分配の額は把握できるが、法人がその分配金を実際に益金不算入したかどうかは把握できないため推計となる。)したものは 3 社。 減収額は、益金不算入額に法人税率 30%を乗じた額。	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	29,311	29,338	47,614	54,594	71,650	79,858	89,392
平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度										
29,311	29,338	47,614	54,594	71,650	79,858	89,392										
	④ 効果	《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》 特定株式投資信託の収益の分配を受け取った適用法人数は、令和 6 年で 15,325 社、収益の分配の額は約 1 兆 5,623 億円となり、特定株式投資信託は着実に普及している。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 投資信託協会調べ 特定株式投資信託を運用している 11 社の回答を集計したもの。その内、暦年ベースで推計(運用会社は法人に支払った分配の額は把握できるが、法人がその分配金を実際に益金不算入したかどうかは把握できないため推計となる。)したものは 3 社。														

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 特定株式投資信託を株式と同様に配当金益金不算入の対象とし税制上の公平性を担保することが本措置の目的である。令和6年の適用法人数は15,325社、収益の分配の額は約1兆5,623億円となり、適切な投資機会の提供に効果があった。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 投資信託協会調べ 特定株式投資信託を運用している11社の回答をもの。その内、暦年ベースで推計(運用会社は法人に支払った分配の額は把握できるが、法人がその分配金を実際に益金不算入したかどうかは把握できないため推計となる。)したものは3社。 《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税収減を是認する理由等	税制上の公平性を担保し、適切な投資機会を提供するためには、本措置以外の支援措置により対応することはできず、商品性が株式と同様のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式配当と同様に益金不算入制度の対象とすることが効果的であり、容認されるべきものと考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、特定株式投資信託の収益の分配について、税法で定められている株式配当に係る益金不算入制度と同様の取扱いを求めるものであり、補助金など租税特別措置以外の方策により対応することはできないため、妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置は、特定株式投資信託の収益の分配について、税法で定められている株式配当に係る益金不算入制度と同様の取扱いを求めるものであり、租税特別措置以外の支援措置により対応することはできないため、他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	評価結果の反映の方向性		上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、特定株式投資信託の収益分配に係る受取配当金等の益金不算入の適用法人は増加傾向にあり、本措置は有効性の高い措置と考えられる。 この政策効果を実現・維持させるためには、引き続き、特定株式投資信託に係る課税を株式配当と同様に取り扱う必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置である。 また、本措置は、同様の商品性を有する金融商品間の税制上の権衡を図っており、課税の公平性からも容認されるべき措置と考える。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年9月